

大山恵みの里だより vol.161



☆ 節分に邪気を祓う！

道の駅では、毎年1月中旬ごろから節分豆の販売をしています。地元の白大豆や地大豆の緑だんだんを節分に加工したものと、他ではあまり見ない節分豆が売り場に並びます。

また節分にはそばを食べ、細く長く、延命長寿を願うと言われていきます。

豆をまいて邪気を祓い、大山町産玄そば100%の大山そばを食べ、新しい年も元気に過ごしましょう。

新型コロナウイルスにより日常生活も随分変化しましたが、みんなが健康で幸せに過ごせるように願い、悪い鬼（新型コロナウイルス）を追い祓いましょう！



☆ 冬ならではの美味しい野菜

今年も圃場に多くの雪が積もりました。雪による被害もたくさんありましたが、雪によってより美味しくなった野菜もあります。雪かぶり大根、雪かぶり白ねぎ、雪かぶり白菜などは甘みを増してより美味しくなります。道の駅、みくりや市には多くの雪かぶり野菜も出荷されます。冬ならではの美味しい野菜をご堪能ください。



☆ 道の駅 営業時間

道の駅大山恵みの里は、2月28日（月）まで冬季営業時間（9時開店～17時閉店）で営業しています。3月1日からは、通常営業時間（9時開店～18時閉店）になります。

はい！消費生活相談窓口です

令和4年4月1日より成年年齢引下げ

18歳で成人です！

*一人で判断し契約できますが、責任もあります。



買い物は、よく考えて！



Q:1【成年年齢はいつから変わる?】

○民法改正により令和4年4月1日から、成年年齢は20歳から18歳に変わります。令和4年4月1日に18歳、19歳に達している方は、令和4年4月1日から新成人となります。

Q:2【成年に達すると何が変わる?】

- 成年になると親の同意なく自分の判断で契約ができるようになります。携帯電話を買う、クレジットカードを作る、アパートを借りるなど、様々な契約ができます。
- 未成年者は、親の同意を得ていない場合は、未成年者契約取消権で取消することができます。未成年者は法律で保護されており、消費者被害も抑止されています。
- 成年になると未成年取消権はなくなります。契約は自分の判断で決めることができますが、責

任をとるのも自分になります。

Q:3【新成人が狙われやすいトラブルってなに?】

- 新成人は、契約の知識や経験が少なく、様々な勧誘も始まり消費者トラブルにあいやすくなるため注意が必要です。
- 特にインターネットに関するもの(副業の情報商材、出会い系サイト、サプリや化粧品の定期購入など)や、友達から儲かると誘われるマルチ商法などがあります。
- お金がないと言うとクレジットカードやローンを利用するよう促されることもあります。

Q:4【トラブルに遭わないためにはどうしたらいい?】

- 自ら進んで契約に関する様々なルールを学び、本当に必要な契約かどうか検討する力を身につけましょう。そして、トラブルに巻き込まれた時や困った時には、まわりの人や相談窓口にご相談をしましょう。

*お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

大山町役場住民課 ☎0859-54-5210(平日)
鳥取県消費生活センター ☎0859-34-2648(平日・土日)